

大切なお知らせ

保存版

平成18年度制定された消防法により住宅用火災警報器の設置義務付けが施行され既存住宅への設置猶予期間3年が、平成21年6月1日に切れます。残り4ヶ月を切ったこの機会に今一度火災警報器設置のお知らせをいたします。

静岡ハウジング

1 対象となる住宅は？



戸建住宅

店舗併用住宅(住宅部分)



共同住宅

消防法令や特例基準により自動火災報知設備の設置が義務付けられなかった建物。

■設置義務が適用されない住宅

- 1.市町村の助成事業等により、既に住宅用火災警報器と概ね同等の性能を有する住警器又はこれに類する機器が設置されている場合(寝室に設置されている場合に限る。)
- 2.消防法令21条や220号特例基準により「自動火災報知設備」「共同住宅用スプリンクラー設備」が設置されている場合

2 設置時期は？

静岡市の
場合

平成18年6月1日
施行

平成21年6月1日
施行

新築住宅への設置

既存住宅への設置

3年間の猶予期間

* 既存住宅への設置時期は市町村条例により異なりますので、各市町村の所轄消防署にご確認ください。

悪質な訪問販売等にご注意ください！

住宅用火災警報器などの設置が義務化されることを契機に、訪問販売による不適正な販売が増加しています。消防職員、市町村職員などを装い、「法律で決まったから、設置しないとイケない」などと、個人宅を訪問し、法外な値段で住宅用火災警報器を設置するといった手口が多いようです。